



りそな銀行アジアニュース

2020年3月13日
りそな銀行 国際事業部

「フィリピンにおける新型コロナウイルスの対応について」

【新型コロナウイルスの措置及び対応の概要】

- 3月12日、ドゥテルテ大統領はフィリピンにおける新型コロナウイルス対策の措置を発表しました。国内感染が発生している国（注:日本を含む）からの入国制限、メトロマニラの全ての学校の4月12日までの休校、首都圏に出入りする陸路、内航船舶、国内便航空機の3月15日からの停止等が含まれています。
- フィリピン保健省はフィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を3月8日夕刻に4例、10日に9例、11日に16例、12日に3例を確認し、合計52例となったことを発表しました。

<発表された措置の詳細は以下の通り>

1. 公衆衛生警戒水準をコード・レッド・サブレベル2（最高レベル）に引き上げる。
2. マニラ首都圏において次の措置を30日間とる。
 - ・ マニラ首都圏の全ての学校を4月12日まで閉鎖。
 - ・ 期間中、多くの人が集まるイベントは禁止。
 - ・ マニラ首都圏全体について隔離措置をとる。それ以外の地方についても隔離に至る対応方針を決めた。
 - ・ 行政機関は期間中機能停止。ただし、最低限の職員は維持。公衆衛生等は完全に機能させる。立法・司法も同様にすることを勧告。
 - ・ 民間企業には柔軟な業務体制を取ることを推奨。DOLE（労働雇用省）・DTI（貿易産業省）がガイドラインを発出。製造・小売り・サービス業は営業継続を勧告。
 - ・ 首都圏内の公共交通機関は原則として継続して運航。
 - ・ 首都圏に出入りする陸路、内航船舶、国内便航空機は3月15日より停止。
 - ・ 上記措置は毎日モニターし、決定から毎日再評価する。上記措置はフィリピン国家警察やフィリピン国軍によって実施される。
3. マニラ首都圏以外の学校の閉鎖については、地方自治体（LGU）に裁量を委ねる。
4. フィリピン人国外労働者（OFW）は中国本土（湖北省を除く）に危険を理解する旨の誓約書に署名することを条件に渡航することが認められる。
5. 国内感染が起きている国からの渡航者は入国制限を課される。ただし、フィリピン人及びその外国人配偶者・子、フィリピン政府が発行した永住査証所持者、外交査証所持者は除く。

【出所:在フィリピン日本国大使館】

照会先: 国際事業部 (東京)電話 03-6704-3791
(大阪)電話 06-6268-1907

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 *禁無断転載